

平成元年住指発第38号
コンテナを利用した建築物について

平成元年6月30日

(照会)

今般、本県内において、下記の物件が建築されました。
小職としましては、当該物件は建築基準法第2条第1号に規定する建築物と思料しますが、貴職のご見解をお伺いします。

記

- 1 構造・形式 鉄骨造平屋建
(輸送用のコンテナをコンクリートブロックの上に据え置いたもの。)
- 2 用途 カラオケ場
(建築物としての用途(カラオケルーム)に供することが予定されている。)

(図1)

(回答)

貴見のとおりである。